

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請について、認定の結果は次のとおりです。

～令和8年8月1日から～

自己負担限度額一覧

	負担割合	区分	該当 チエッ ク	減額認定 証の区分	対象者	1万月の上限		年間上限	食事代 (1食)
						外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
70歳以上	3割	現役並み所得者		現役Ⅲ	課税所得690万円以上の世帯	270,300円+ (医療費-901,000円) ×1% 〔4回目以降 140,100円〕		168万円	550円
				現役Ⅱ	課税所得380万円以上の世帯	179,100円+ (医療費-597,000円) ×1% 〔4回目以降 93,000円〕		111万円	
				現役Ⅰ	課税所得145万円以上の世帯	85,800円+ (医療費-286,000円) ×1% 〔4回目以降 44,400円〕		53万円	
	2割 または 1割	一般		一般	所得145万円未満の世帯 ただし、住民税非課税世帯除く	22,000円 〔外来年間上限 216,000円〕	61,500円 〔4回目以降44,400円〕	53万円※1	
	1割		低所得者	区分Ⅱ	住民税が非課税の世帯で、 区分Ⅰ以外の方	11,000円 〔外来年間上限 96,000円〕	25,700円 〔4回目以降24,600円〕	29万円	270円※2
区分Ⅰ		住民税が非課税の世帯で、その 世帯の所得が0円になる人(年 金の場合受給額80.67万円以下)		8,000円	15,700円	18万円	130円		
70歳未満	3割 (小学校 就学前は 2割)	上位所得者		区分ア	所得901万円超	270,300円+ (医療費-901,000円) ×1% 〔4回目以降 140,100円〕		168万円	550円
				区分イ	所得600万円超 901万円以下	179,100円+ (医療費-597,000円) ×1% 〔4回目以降 93,000円〕		111万円	
		一般		区分ウ	所得210万円超 600万円以下	85,800円+ (医療費-286,000円) ×1% 〔4回目以降 44,400円〕		53万円	
				区分エ	所得210万円以下 ただし、住民税非課税世帯除く	61,500円 〔4回目以降 44,400円〕		53万円※1	
		低所得者		区分オ	住民税が非課税の世帯	36,900円 〔4回目以降 24,600円〕		29万円	270円※2

※1 年収約200万円までの区分と確認できた人は41万円(償還払い)

※2 過去12ヶ月で入院日数の合計が90日を超えた場合、申請月の翌月から220円 … 該当する方は次のものを持参し、申請してください。

(必要な物：交付された認定証、入院日数が確認できる領収書、世帯主の通帳)

～70歳以上の「現役並み所得者の現役Ⅲ」および「一般」の区分の方には限度額適用認定証は交付されません。～

【 問合せ先： 岩泉町役場 町民課 国保年金室 電話番号 0194-22-2111(内線223・224・240) 】